

入 札 説 明 書

宮崎県警察本部が行う宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記13に記載された者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年9月18日

2 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務（以下「委託業務」という。）

(2) 業務の内容等

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年11月1日から令和11年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 最低制限価格

最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年11月1日宮崎県告示第1058号の3）に基づき令和8年度設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登載されている者で、設備維持管理業務の種類が「冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務」であり、かつ次に掲げる資格のいずれかを満たす取扱主任者を自社において選任し、保守点検に従事することができる者であること。

ア 冷凍工事保安管理者

イ 第一種・二種冷凍空調技士

ウ 一級・二級冷凍空気調和機器施工技能士

エ 第一種・二種・三種冷凍機械責任者

(2) 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

4 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加届（別記様式第1号）及び取扱主任者として選任できる者の免状の写しを持参又は送付（書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）により提出しなければならない。
参加届出後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 書類の提出場所
下記13に同じ。
- (3) 書類の提出期限
令和8年10月9日 午後5時まで

5 契約条項の掲載場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察ホームページに掲載
- (2) 期間 令和8年9月18日から令和8年10月12日まで

6 入札書の提出と開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 令和8年10月13日 午前10時30分

7 入札の方法

- (1) 入札に参加する者は、入札書（別記様式第2号）を提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第3号または第4号）を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (3) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (4) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (5) 入札金額は、業務に係る一切の経費を含めた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札金額の頭には必ず「¥」マークを記載すること。
- (6) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

8 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札

10 再度入札

- (1) 再度入札の回数は、1回とする。
なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
ア 初度入札に参加しなかった者
イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
ウ 連合その他不正の行為があった入札をした者
- (2) 再度入札でも落札しなかった場合は、随意契約に移行する場合もある。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

12 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記2の（3）の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
(イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
(ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
(オ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。
- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部施設装備課管財係
宮崎市旭1丁目8番28号
〒880-8509 電話番号0985-31-0110(2264)

入 札 参 加 届

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

印

宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務に関する条件付一般競争入札について提出します。

なお、下記の要件を全て満たす者であることに相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年11月1日宮崎県告示第1058号の3）に基づき令和8年度設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登載されている者で、設備維持管理業務の種類が「冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務」であり、かつ次に掲げる資格のいずれかを満たす取扱主任者を自社において選任し、保守点検に従事することができる者であること。
ア 冷凍工事保安管理者
イ 第一種・二種冷凍空調技士
ウ 一級・二級冷凍空気調和機器施工技能士
エ 第一種・二種・三種冷凍機械責任者
- 2 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 4 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

入札書 (委託)

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務委託									
受託の場所	宮崎市阿波岐ヶ原町前浜4276番地5外									
受託の期間	令和 8 年 11 月 1 日から 令和 11 年 10 月 31 日まで									
入札保証金	宮崎県財務規則第100条第2項第2号により免除									
上記の金額に100分の110を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。 令和 年 月 日 住所 入札者氏名 印 宮崎県知事 河野 俊嗣 殿										
										入札条件等確認済

委任状

私は都合により

(使用印鑑)を代理人と定め下記の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 入札の目的 宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備
保守点検業務委託
- 入札の場所 宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部1階102会議室
- 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者 住所

名称

氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

委任状

使用印鑑

私は、
（ ）を代理人と
定め貴県が令和8年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 委託料等を請求及び受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付並びに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的
宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備
保守点検業務委託

場所
宮崎市阿波岐ヶ原町前浜4276番地5外
- 8 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

住 所
名 称
氏 名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

業 務 委 託 契 約 書 （案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1) 委託業務の名称 宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務

(2) 委託業務の場所 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5外

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年11月1日から令和11年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委 託 料	金	円
消費税及び地方消費税額	金	円
合 計	金	円
	(令和8年度 金	円)
	(令和9年度 金	円)
	(令和10年度 金	円)
	(令和11年度 金	円)

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料等の使

途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第9条 乙は、委託業務完了後20日以内に、成果品及び業務の成果に関する報告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料等の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による検査を受け、合格し、次の表の区分の保守点検業務期間における委託業務を完了したときは、当該区分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

区 分	支 払 金 額	保 守 点 検 業 務 期 間
第1回	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年11月1日～令和9年3月31日
第2回	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年4月1日～令和9年10月31日
第3回	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年11月1日～令和10年3月31日
第4回	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年4月1日～令和10年10月31日
第5回	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年11月1日～令和11年3月31日
第6回	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	令和11年4月1日～令和11年10月31日
合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別添

宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、宮崎県総合自動車運転免許センター外の冷暖房設備の保守点検業務を委託するにあたり、その保守点検の方法等を定め、もって対象設備の安定かつ効率的な運転に資することを目的とする。

また、委託業務の実施にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書に準じて、適正にその点検及び保守を行わなければならない。

2 運転期間について

- (1) 暖房運転 11月下旬から3月上旬まで
- (2) 冷房運転 6月上旬から10月中旬まで

3 対象設備について

- (1) 保守点検業務の対象となる冷暖房設備は次のとおりとする。

ア 宮崎県総合自動車運転免許センター 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5

- (ア) パッケージエアコン 室内機 156台 室外機 30台
- (イ) ルームエアコン 室内機 1台 室外機 1台
- (ウ) 全熱交換器 49台

イ 警察本部一ツ葉庁舎 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5

- (ア) パッケージエアコン 室内機 24台 室外機 13台
- (イ) ルームエアコン 室内機 8台 室外機 8台
- (ウ) 氷蓄熱槽 1台
- (エ) 全熱交換器 7台

ウ 宮崎県警察機動隊 宮崎市天満町6番2号

- (ア) パッケージエアコン 室内機 5台 室外機 4台
- (イ) ルームエアコン 室内機 2台 室外機 2台

エ 警察音楽隊屋内練習場 宮崎市天満町6番1号

- パッケージエアコン 室内機 2台 室外機 1台

- (2) 型式等については別紙空調設備一覧表のとおりとし、保守点検内容については別表1のとおりとする。

4 保守点検の実施時期について

- (1) 保守点検については、下記のとおり実施するものとする。

- ア 暖房シーズンイン点検 年1回（各年11月に実施。フィルター清掃を含む。）
- イ 暖房シーズンオン点検 年1回（各年2月に実施。）
- ウ 冷房シーズンイン点検 年1回（各年5月に実施。フィルター清掃を含む。）
- エ 冷房シーズンオン点検 年1回（各年8月に実施。）
- オ 全熱交換器点検 年1回（各年11月に実施。フィルター清掃を含む。）
- カ 氷蓄熱槽点検 年2回（冷房・暖房シーズンイン点検時に実施。）

- (2) 上記の点検に加え、別表2の表1・2における第一種特定製品の簡易点検、定期点検を行うこと。漏えい又は故障等を確認したときは専門点検を行うものとする。

- (3) 宮崎県総合自動車運転免許センターのパッケージエアコン1台（PAC3-1:令和8年度更新機器）にあつては、メーカーの機器保証期間中である令和8年度の暖房シーズンイン点検、暖房シーズンオン点検、令和9年度の冷房シーズンイン点検、冷房シーズンオン点検は実施しないものとする。ただし、当該機器の上記暖房・冷房シーズンイン点検時におけるファルター清掃及び上記(2)の点検については実施すること。

5 臨時保守点検について

対象設備の故障等が発生した場合は、受注者は現場に現場臨場して臨時点検を行うものとする。点検の結果、部品等の取替を要する場合、または冷媒の漏えい等が判明した際は、直ちに発注者に報告すること。発注者から修繕に関する見積書の提出等を求められた時は、これに応じること。

また、機器の修繕等において冷媒の充填もしくは回収を行った際は、それぞれ冷媒充填証明書及び冷媒回収証明書を提出するものとする。

6 取扱主任者の選任について

受注者は、次に掲げる資格のいずれかを満たす取扱主任者を選任し、別記様式1 取扱主任者選任（変更）届を発注者に提出すること。

- (1) 冷凍工事保安管理者
- (2) 第一種・二種冷凍空調技士
- (3) 一級・二級冷凍空気調和機器施工技能士
- (4) 第一種・二種・三種冷凍機械責任者

7 連絡体制について

受注者は、24時間対応できる体制を確立すること。また、緊急の呼び出しに対応できるよう、緊急連絡先及び担当者氏名を記載した書面（任意様式）を発注者に提出すること。

8 保守点検業務報告書の作成及び提出について

- (1) 受注者は、保守点検業務報告書（点検表、点検写真、フロン排出抑制法点検記録簿等の成果品）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) フロン排出抑制法点検記録簿の作成にあたっては、別記様式2を参考にすること。

9 留意事項

- (1) 点検業務の際は、対象設備の破損等に注意するとともに、事故防止のための十分な安全措置を講ずること。
- (2) 保守点検及び臨時保守点検において、発注者および第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 その他

- (1) 点検業務実施予定日時については、事前に発注者に連絡すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

空調設備一覧表

■ 宮崎県総合自動車運転免許センター

No.1

空調機

室内機器番号	室内機台数	機種型番	室外機器番号	室外機台数
MAC1-1-1	6	FXYFP80MC	MAC1-1	1
MAC1-1-2	4	FXYFP71MC		
MAC1-2-1	2	FXYFP112MC	MAC1-2	1
MAC1-2-2	4	FXYFP56MC		
MAC1-3-1	8	FXYFP71MC	MAC1-3	1
MAC1-4-1	3	FXYFP80MC	MAC1-4	1
MAC1-5-1	7	FXYFP56MC	MAC1-5	1
MAC1-6-1	4	FXYFP71MC	MAC1-6	1
MAC1-6-2	1	FXYFP56MC		
MAC1-7-1	1	FXYCP71M	MAC1-7	1
MAC1-7-2	1	FXYCP45M		
MAC1-7-3	1	FXYCP28M		
MAC1-7-4	1	FXYMP140MF		
MAC1-8-1	2	FXYKP71M	MAC1-8	1
MAC1-8-2	1	FXYKP28M		
MAC1-8-3	2	FXYKP56M		
MAC1-8-4	1	FXYFP71MC		
MAC1-9-1	4	FXYFP45MC	MAC1-9	1
MAC1-9-2	1	FXYFP28MC		
MAC1-9-3	2	FXYCP22M		
MAC1-10-1	1	FXYFP36MC	MAC1-10	1
MAC1-10-2	1	FXYKP28M		
MAC1-10-3	1	FXYCP71M		
MAC2-1-1	9	FXYFP71MC	MAC2-1	1
MAC2-2-1	9	FXYFP71MC	MAC2-2	1
MAC2-3-1	9	FXYFP45MC	MAC2-3	1
MAC2-4-1	3	FXYFP56MC	MAC2-4	1
MAC2-4-2	1	FXYFP71MC		
MAC2-4-3	1	FXYMP140MF		
MAC2-4-4	2	FXYFP56MC		
MAC2-4-5	1	FXYCP71M		
MAC2-5-1	2	FXYFP71MC	MAC2-5	1
MAC2-6-1	4	FXYFP56MC	MAC2-6	1
MAC2-6-2	1	FXYCP22M		
MAC2-7-1	2	FXYKP45M	MAC2-7	1
MAC2-7-2	1	FXYKP36M		
MAC2-7-3	1	FXYFP28MC		
MAC3-1-1	2	FVYCP140M	MAC3-1	1
MAC3-2-1	4	FXYFP90MC	MAC3-2	1
MAC3-2-2	2	FXYFP56MC		
MAC3-3-1	2	FXYFP80MC	MAC3-3	1
MAC3-3-2	1	FXYMP140MF		
MAC3-3-3	2	FXYFP45MC		
MAC3-4-1	2	FXYFP80MC	MAC3-4	1
MAC3-4-2	4	FXYFP56MC		
MAC3-5-1	1	FXYFP56MC	MAC3-5	1
MAC3-6-1	1	FXYFP112MC	MAC3-6	1
MAC3-6-2	4	FXYFP71MC		
MAC3-6-3	2	FXYFP45MC		
MAC3-6-4	1	FXYSP36M		
MAC3-6-5	1	FXYCP45M		
MAC3-7-1	7	FXYFP56MC	MAC3-7	1
MAC3-7-2	2	FXYFP36MC		
MAC3-8-1	4	FXYCP80M	MAC3-8	1
MAC3-9-1	4	FXYFP56MC	MAC3-9	1
PAC1-1	1	SZVYCP560D	室外機有	1
PAC1-2	1	SZVYCP450D	室外機有	1
PAC3-1	1	SZRV140C(H)	室外機有	1
PAC3-2	2	SZZK112BBD	室外機有	1
RA1-1 (ル-ムエアコン)	1	S25JTNS	室外機有	1
合 計	157台			31台

全熱交換器

機器番号	台数	機種型番	仕様
HEX1-1	1	LPB-200KX	床置形
HEX1-2	1	LB-80KX	床置形
HEX1-3	1	LB-200KX	床置形
HEX1-4	1	LB-200KX	床置形
HEX1-5	1	LF-150X	床置形
HEX1-6	1	LF-100X	床置形
HEX1-7	1	LB-150KX	床置形
HEX1-8	1	LF-150X	床置形
HEX1-9	1	LF-80X	床置形
HEX1-10	1	LGH-100RKX	天井埋込形
HEX1-11	1	LGH-80RKX	天井埋込形
HEX1-12	1	LGH-80RKX	天井埋込形
HEX1-13	1	LGH-80RKX	天井埋込形
HEX1-14	1	LGH-80RKX	天井埋込形
HEX1-15	1	LGH-65RKX	天井埋込形
HEX1-16	1	LGH-65RKX	天井埋込形
HEX1-17	1	LGH-50RKX	天井埋込形
HEX1-18	1	LGH-15RKX	天井埋込形
HEX2-1	1	LPB-350KX	床置形
HEX2-2	1	LPB-350KX	床置形
HEX2-3	1	LF-150X	床置形
HEX2-4	1	LGH-80RX	天井埋込形
HEX2-5	1	LGH-65RKX	天井埋込形
HEX2-6	1	LGH-65RKX	天井埋込形
HEX2-7	1	LGH-65RKX	天井埋込形
HEX2-8	1	LGH-35RX	天井埋込形
HEX2-9	1	LGH-35RKX	天井埋込形
HEX2-10	1	LGH-25CKX	天井カセット形
HEX2-11	1	LGH-15CX	天井カセット形
HEX3-1	1	LB-150KX	床置形
HEX3-2	2	LB-100KX	床置形
HEX3-3	1	LGH-80RKX	天井埋込形
HEX3-4	1	LGH-80RKX	天井埋込形
HEX3-5	2	LGH-65RX	天井埋込形
HEX3-6	1	LGH-65RX	天井埋込形
HEX3-7	2	LGH-50RKX	天井埋込形
HEX3-8	2	LGH-50RKX	天井埋込形
HEX3-9	1	LGH-50RX	天井埋込形
HEX3-10	1	LGH-50RKX	天井埋込形
HEX3-11	1	LGH-50RKX	天井埋込形
HEX3-12	1	LGH-50RX	天井埋込形
HEX3-13	1	LGH-25RKX	天井埋込形
HEX3-14	1	LGH-25RX	天井埋込形
HEX3-15	1	LGH-25CX	天井カセット形
HEX3-16	1	LGH-15RKX	天井埋込形
合 計	49 台		

■ 警察本部一ツ葉庁舎

No.2

空調機

	記号	室内機		室外機	
		型式	台数	型式	台数
1階	ACP1-1	FXYFP56KD	3	RSXYP224LH	1
	ACP1-2	FXYCP28KC	2		
	R-1 (ルームエアコン)	F22ETHDS-W	1	R22EHDSE	1
	R-2 (ルームエアコン)	F36KTNS-W	1	R36KNSE	1
	R-3 (ルームエアコン)	F40JCV	1	R40JCVE	1
	PA-1	FHYP224P	1	RZYP224HE	1
	R-4 (ルームエアコン)	F40NTEW-W	1	R40NEVE	1
	ACP-1	FXYFP71KD	1	RXGYP280KE	1
		FXYFP71KD	1		
		FXYFP36KD	2		
氷蓄熱	氷蓄熱槽		TSGP355KER	(1)	
2階	R-5 (ルームエアコン)	SRK22TM-W	1	SRC22TM	1
	R-6 (ルームエアコン)	F50MTCXV-W	1	R50MCXVE	1
	R-7 (ルームエアコン)	F50MTCXV-W	1	R50CXVE	1
	R-8 (ルームエアコン)	F36NTEV-W	1	R36NEVE	1
	AC-1	FHYC80M	3	RZYP224M	1
	AC-2	FHYP140M	1	RZYP140ME	1
	ACP-14	RCI-GP90K	3	RAS-AP280DSR4	1
3階	PA-3	FHP112FB	1	RZRP112BYH	1
	PA-4	FHYP224P	1	RZYP224HE	1
	ACP-11	RPC-GP80K	1	RAS-GP80RSH	1
	ACP-12	RPC-GP112K	3	RAS-GP112RSH	3
	ACP-13	RPC-GP140K	1	RAS-GP140RSH	1
合 計		室内機	32台	室外機	21台
				氷蓄熱槽	(1台)

全熱交換器

系統	型式	台数
交通機動隊事務室	VAM350F	1
当直室	VAM150F	1
応接室	LGH-15C	1
倉庫(ヘルメット)	VAM650F	2
男子更衣室(旧第4教室)	VAC500FAS	2
合 計		7台

■ 宮崎県警察機動隊

空調機

	記号	仕 様	台数		設置箇所
			室内機	室外機	
1階	ACP-1	天井吊形 2.8kw	1	1	隊長室
	ACP-2(同時ツイン)	天井カセット形 14.0kw	2	1	教室
	ACP-3	天井カセット形 7.1kw	1	1	事務室
	ACP-4	天井吊形 7.1kw	1	1	第二待機室
	ルームエアコン	壁掛形 2.5kw	1	1	副隊長室
	ルームエアコン	壁掛形 2.2kw	1	1	女子休憩室
合 計			7台	6台	

■ 警察音楽隊屋内練習場

空調機

	記号	室内機		室外機	
		型式	台数	型式	台数
1階	AC	FHBP112AL (天井埋込形)	2	RZZP224CA	1
合 計			2台		1台

別表1

保守点検内容

点検項目	点検及び保守内容	
基礎・固定部	亀裂、沈下等の異常の有無を点検	
	固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検	
	防振材、ストッパ等の劣化及び緩みを点検	
外観の状況	室内機・室外機・全熱交換器	腐食・変形・破損等の有無を点検 劣化が軽微な場合は補修
冷暖房切り替え	補助電気ヒーター及び加湿器の電源投入、自動制御機器の切替え並びに作動確認	
水系統	加湿用給水・冷却水	弁の開閉確認及び漏れ、汚れの確認
	ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検
	ドレン排水	本体のドレン排水確認
電気系統	操作及び動力回路	絶縁抵抗測定
	端子	緩み、変色及び破損の点検、必要なら増締め
	操作盤	汚れ異物の付着若しくは変形のある場合の修復
	クランクケースヒータ	通電発熱状態の異常の有無の点検
送風機	シロッコファン、プロペラファン	汚れ損傷劣化の有無の点検
	Vベルト	緩み摩耗損傷劣化の有無の点検
	プリー	摩耗等の有無の点検
	軸受	音振動の異常の有無の点検とグリースの点検
	電動機	絶縁抵抗、回転方向、表面温度の確認 電流値の定格値内であることの確認
エアフィルター	詰まり損傷劣化の有無の点検洗浄	
冷媒系統	室外機も含めてガス漏れの有無の点検	
	配管の損傷等の劣化の有無の点検と軽微な場合の補修	
熱交換器	フィンコイル及び凝縮器の汚れ、損傷等の有無を点検	
	補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無を点検	
	加湿用補給配管及び屋上加湿用補給水槽の水の入替え	
氷蓄熱槽	異常音及び異常振動の有無の点検	
	フランジ、パッキン等からの水漏れの有無の点検	
	各部において結露の有無の点検	
	運転状況の確認及び調整	
加湿器	作動の良否を点検	
	汚れ、損傷等の有無を点検	
保安装置	インターロック	室内送風機運転と補助電気ヒーター通電の作動の良否の点検
	圧力開閉器	設定値での動作確認と調整 油圧保護開閉器の設定値での作動の良否と調整
	可溶栓・安全弁	ガス漏れや変形のないことの確認
	温度ヒューズ	溶断や変形変色の有無の点検と交換
	過熱防止器	作動の良否の点検と調整
	圧力計	精度点検と調整
自動制御機器	温度調整器、湿度調整器、タイマー制御、容量制御等が設定値で確実に動作することの確認	
運転調整	音・振動	異常の有無の点検
	電源電圧	供給電源電圧に異常のないことを確認 運転時における電圧変動が定格の10%以内にあることを確認
	運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格値の110%以下にあることを確認 送風機及び加湿器の電流に異常がないことを確認
	熱交換状況	冷媒、室外機及び室内機に吹出し空気温度を点検し、熱交換状況が正常であることを確認

表 1 点検内容について

点検の種類	点検実施者	点検頻度	点検内容
【簡易点検】 ※全ての第一種特定製品	具体的な限定なし	3 か月に 1 回以上 ※ただし、点検時に漏えい又は故障等を確認した場合には、 可能な限り速やかに、「専門点検」を行うこと。	表 2 のとおり
【専門点検】 ※漏えい又は故障等を確認した場合	機器等に関する十分な知見 を有する者 (冷媒フロン類取扱技術者等)		定期的に直接法や間接法に よる専門的な冷媒漏えい検査
【定期点検】 ※簡易点検に上乘せし、圧縮機に 用いられる電動機の定格出力が 7. 5 k W以上の機器		1 年に 1 回以上 ※ただし、圧縮機に用いられる電動機の定格出力が 5 0 k W未満の 空調機器については、3 年に 1 回以上でよい。	

表 2 簡易点検の点検内容について

第一種特定製品の種類	点検内容
空調機器	製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されている フロン類の漏えいの徴候有無
冷蔵機器及び冷凍機器	製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されている フロン類の漏えいの徴候有無 庫内温度

別記様式1

取扱主任者選任(変更)届		
委 託 業 務 名	宮崎県総合自動車運転免許センター外冷暖房設備保守点検業務	
委 託 の 場 所	宮崎市阿波岐原町前浜4276番地5外	
委 託 期 間	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
委 託 金 額	円	
取 扱 主 任 者 氏 名		
資格者証の 種類及び番号		
上記のとおり、取扱主任者を選任(変更)したので届け出ます。 令和 年 月 日 受託者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 宮崎県知事 河野 俊嗣 殿 印		

別記様式 2

フロン排出抑制法点検記録簿

				管理番号	
基 本 情 報					
(1)	管理者の氏名又は名称				
	実際に管理に従事する者の氏名（法人の場合）				
(2)	管理第一種特定製品の所在				
	管理第一種特定製品を特定するための情報				
	製品種類	用途	型式・型番・定格出力	No.	
(3)	管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類及び初期充填量				
	種類(冷媒番号、GWP)		充填量(kg)		
点 検 ・ 修 理 等 の 記 録					
実施年月日	実施事項	実施者の氏名等	充填/回収したフロン類		
			種類(冷媒番号)	量(kg)	

詳細事項①	
実施年月日	漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項 ※〔該当する場合〕速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期
詳細事項②	
実施年月日	当該修理の内容及びその結果

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（資料の返還等）

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。